

第50回 衆議院議員総選挙及び第26回 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月27日

10月27日は、第50回衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

投票日には棄権することなく、あなたの大切な一票を国政に反映させましょう！

投票できる人

今年の7月14日以前から引き続き足寄町に住所を有し、平成18年10月28日以前に生まれた人。
(選挙期日で満18歳に達している人)

また、今年の9月1日現在で足寄町の選挙人名簿に登録されていた人が、今年の6月14日以後に足寄町から転出し、その転出先での選挙人名簿に登録されていない人。

新しい時代を造る選挙に



足寄町
選挙管理委員会
委員長
大野 雅司

「選挙権」は、国民に等しく与えられたかけがえない権利であり、貴重な一票です。この一票は、私たち一人ひとりの意思を反映し、より良い社会の実現に向けて大きな力を持っています。

今回の衆議院議員総選挙では、候補者の政策や考えに耳を傾け、私たち自身の生活や地域、さらには国の未来にどのような影響を与えるのかをしっかりと考え、投票することが重要です。

ぜひ、10月27日の投票日には、投票所へ足を運び、あなたの大切な一票を投じるようお願いいたします。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障がい等がある方で次のいずれかに該当する人は、郵便等による不在者投票ができます。この場合、あらかじめ選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。

1 両下肢・体幹・移動機能の障がい

- ① 身体障害者手帳……一級・二級の人
- ② 戦傷病者手帳……特別項症から第二項症までの人

2 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい

- ① 身体障害者手帳……一級・三級の人
- ② 戦傷病者手帳……特別項症から第三項症までの人

3 肝臓の障がい

- ① 身体障害者手帳……一級・三級の人
- ② 戦傷病者手帳……特別項症から第三項症までの人

4 免疫の障がい

- ① 身体障害者手帳……一級・三級の人
- 5 介護保険法に規定する要介護者
- ① 介護保険の被保険者証の介護区分が要介護5の人

代理記載制度

前記に該当する人で、次の障がいがある方は、本人に代わって代理人が自宅等で投票用紙に記載することができます。この場合、あらかじめ選挙管理委員会から代理記載人となるべき者として氏名が記載されている郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。

- ① 身体障害者手帳の所持者で、上肢、視覚の障害の程度が一級の人
- ② 戦傷病者手帳の所持者で上肢、視覚の障害の程度が特別項症から第二項症までの人

期日前投票制度

投票日前でも直接投票箱に投票できます

投票日に投票できないと見込まれる次の事由がある人は「期日前投票」をすることができます。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

期日前投票を希望される方は、入場券裏面の宣誓書に前もって記入し、持参してください

事前に宣誓書を記入することができます。入場券の裏面にある宣誓書に氏名と生年月日を記入(入場券に記載の住所と違う場合は住所も記入)し、持参してください。入場券をお持ちでない方は期日前投票所に宣誓書を用意してありますので、ご記入の上、投票していただくことができます。

なお、選挙当日に投票される場合は宣誓書の記入は不要です。

入場券(ハガキ)の裏に
宣誓書が印刷されています

選挙の当日、事情により投票に行けない方は下記の場所にて期日前投票ができます。
期 間 10月16日(水)から10月26日(土)まで
時 間 午前8時30分～午後8時
場 所 足寄町役場1階会議室1

下記の期日前投票宣誓書に必要事項を記入して期日前投票所にお持ちください。
※投票日に投票される方は記入不要です。

期日前投票宣誓書	
私は、選挙当日、下記のいずれかの期日前投票の事由に該当する見込みです。	
○ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事	
○ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在	
○ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容	
○ 交通至難の島等に居住・滞在	
○ 住所移転のため、本町以外に居住	
○ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難	
上記は、真実であることを誓います。	
住所	〒 町 丁目 番 号 住 戸 番 号
氏 名	見 本
生年月日	大 正 ・ 昭 和 ・ 平 成 年 月 日
住 所	〒 町 丁目 番 号 住 戸 番 号

期日前投票

期間: 10月16日(水)～
10月26日(土)
時間: 8時30分～20時00分
場所: 役場庁舎1階会議室1

大事な投票、忘れずに!



10月27日は第50回 衆議院議員総選挙及び第26回 最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

選挙は 国民一人ひとりが政治に参加する最大のチャンスです。

投票所と投票時間

※投票時間は各投票所によって異なりますので、間違いのないように確認してからお出かけください。

投票区名	投票所名	投票所開閉時間
1	足寄町役場	7:00～19:00
2	足寄小学校体育館	7:00～19:00
3	旭町母と子の家	7:00～19:00
4	下愛冠コミュニティセンター ※改修中のためプレハブを使用	7:00～19:00
5	中足寄集落センター	7:00～17:00
6	螺湾寿の家	7:00～18:00
7	上足寄集落センター	7:00～17:00
8	鷲府集会所	7:00～17:00
9	上利別基幹集落センター	7:00～18:00
10	大誉地集落センター	7:00～17:00
11	芽登集落センター	7:00～18:00
12	茂喜登牛集落センター	7:00～17:00

「衆議院小選挙区選出議員」があさぎ色の用紙で、黒色の文字で印刷されています。
「衆議院比例代表選出議員」がピンク色の用紙で、黒色の文字で印刷されています。
また、「最高裁判所裁判官国民審査」は、うぐいす色の用紙で、黒色の文字で印刷されています。

投票用紙の色

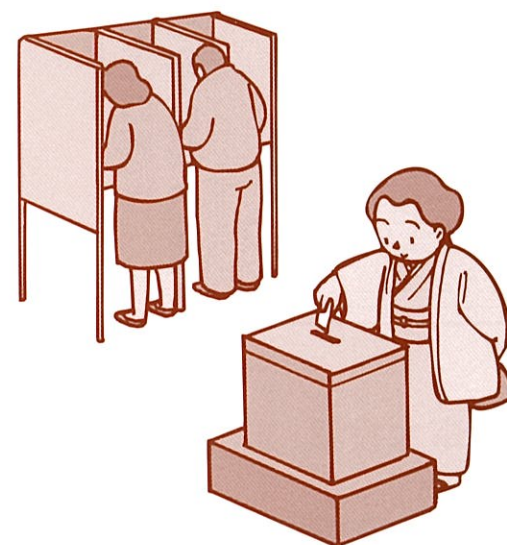
「衆議院小選挙区選出議員」を先に行い、次に「衆議院比例代表選出議員」と「最高裁判所裁判官国民審査」を行います。

投票の順序

入場券は、あなたが本人であることの確認と、投票を円滑に進めるために必要です。
投票所では、入場券を提出してください。もし、入場券をなくした場合は投票当日、受付に申し出てください。
なお、郵便の事情により到着が遅れたり、同じ世帯でも到着が前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

10月15日以降
選挙人ごとに郵送します。
投票所には入場券をお持ち下さい。

投票所入場券

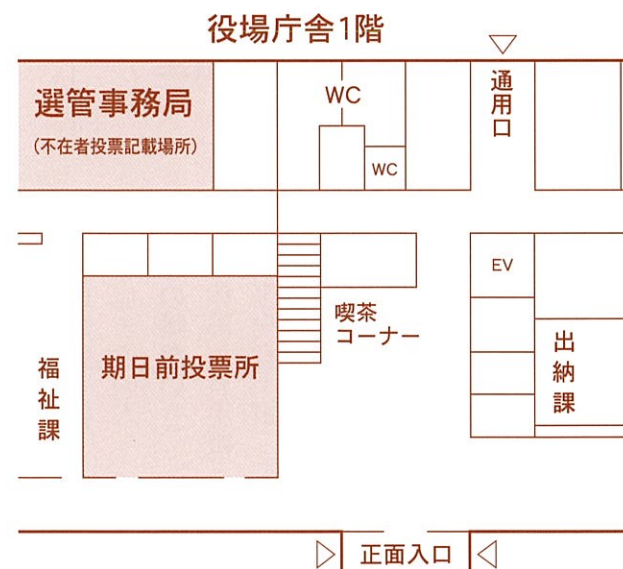


選挙についてのお問い合わせ

選挙管理委員会の事務局は、役場庁舎会議室4に開設します。
選挙についての相談などは、10月27日の選挙当日まで毎日、午前8時30分から午後8時まで受け付けています。お気軽にご相談ください。
また、期日前投票所は役場庁舎会議室1に10月16日から10月26日まで開設しています。

選挙管理委員会事務局・期日前投票所の所在地

北1条4丁目・役場庁舎1階
電話・25-2141 内線・160
臨時直通電話・25-2800



投票用紙(見本)

